# 太宰府市ひとり親家庭等 日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要になった際に支援員を派遣します。

## 利用できる事由

就職活動、技能習得のための通学、 疾病、看護、冠婚葬祭、学校等の公的 行事への参加、

離婚等による環境の激変など

## 支援の内容

- (1)乳幼児の保育
- (2)食事の世話(調理不可)
- (3)身の回りの世話
- (4)通院の介助

など

(注意)・一時利用のみ、継続的な理由での利用はできません。

・利用は、月5回または月10時間以内です。

利用者の居宅での子育 て支援は、生活援助の料 金を適用

### ●利用料金

	利用者の負担額(1時間あたり)	
区分	子育て支援	生活援助
	【実施場所】支援員の居宅     児童一人の場合	【実施場所】利用者の居宅
4- \7 \m =# \\ \ +++	70至 八砂坳口	
生活保護世帯	ОШ	ОП
市民税非課税世帯	O 円	O 円
児童扶養手当支給		
水準世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

#### ●利用の流れ(新規の場合)

事前面接 対象家庭とし て登録

 $\searrow$ 

支援が必要な 時に依頼



派遣決定



支援員の派遣



支援終了。費用の支払い

※新規で利用される場合は、事前の登録と面談が必要です。

※日時、支援内容、家庭状況によっては、派遣できない場合があります。

≪申込み・問い合わせ先≫

太宰府市役所 保育児童課 児童福祉係 電話 092-921-2121 内線 316